

## 国立研究開発法人建築研究所監事監査規程

平成27年4月 1日規程第22号  
一部改正 平成29年2月14日規程第14号

### (監査の目的)

第1条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づいて行う国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の監事の監査（以下「監査」という。）は、研究所の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として行うものとする。

### (監事の権限)

第2条 監事は、研究所の業務を監査する。この場合において、国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成13年国土交通省令第45号）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は研究所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、通則法第19条第6項に掲げる書類を国土交通大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

### (監査の種類及び方法)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 監査は、書面監査及び実地監査により実施するものとする。

### (監査の対象)

第4条 監査は、次の事項について行うものとする。

- 一 関係諸法令、規程、業務方法書、達及び要領等の実施状況
- 二 中長期計画及び年度計画の実施状況
- 三 組織及び制度全般の運営状況
- 四 人事管理の状況
- 五 財務及び会計の状況
- 六 財産管理の状況
- 七 安全管理の状況
- 八 その他監査の目的を達するために必要な事項

### (監査計画)

第5条 監事は、定期監査について、毎事業年度当初に、監査の対象及び実施時期等を定めた監査計画を作成し、理事長に通知するものとする。

- 2 前項の監査計画を変更する必要があるとき又は臨時監査を行う場合については、前項に準ずるものとする。

### (監査に従事する職員)

第6条 監事は、監査を行うにあたり、必要があるときは、理事長の承認を得て、職員を監査に関する事務に臨時に従事させることができる。

- 2 監査に従事する職員は、監査によって知り得た秘密について他に漏らしては

ならない。

(監査の実施)

第7条 監事は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ理事長に通知するものとする。

2 監事及び監査に従事する職員は、監査のため必要があるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 業務運営及び財産の状況を調査すること。
- 二 帳簿、書類その他の物件を検査すること。
- 三 関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めること。

(監査への協力)

第8条 監査を受ける者は、監査の円滑な実施に協力しなければならない。

(監査後の措置)

第9条 監事は、監査の結果を文書又は口頭で理事長に通知するものとする。

2 監事は、監査の結果、業務の是正又は改善が必要であると認めるときは、意見を付すものとする。

3 理事長は、前項の意見に対し、必要な措置を講じ、その結果を監事に通知するものとする。

(監査報告の提出)

第10条 通則法第19条第4項の規定に基づき監事が作成する監査報告は、国土交通大臣及び理事長に提出するものとする。

(会議への出席)

第11条 監事は、研究所の業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(財務諸表等の監査)

第12条 通則法第38条の規定に基づき、国土交通大臣に提出する財務諸表及び決算報告書は、これに関係書類を添えて、あらかじめ監事に回付し、監査を受けなければならない。

(重要な文書の調査及び回付)

第13条 通則法第19条第6項に掲げる書類を国土交通大臣に提出しようとするときは、監事の調査を受けなければならない。

2 監事監査規程を整備するときは、監事の調査を受けなければならない。

3 監事は、前2項の規定に基づく当該書類の調査結果を理事長に通知するものとする。

4 第1項及び第2項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる文書は、その施行前に監事に回付しなければならない。ただし、急を要するものについては、施行後すみやかに回付するものとする。

- 一 規程若しくは達等その他研究所の業務運営の基本方針に関する定め of 制定又は改廃に係る文書
- 二 行政庁に対する許可、認可若しくは承認に関する申請書又は報告書で重要なもの

- 三 会計検査院その他の監査機関に提出する文書
  - 四 契約に関する重要な文書
  - 五 訴訟に関する文書
  - 六 前各号に掲げるもののほか、研究所の業務運営上重要又は異例にわたる文書
- 5 研究所が収受した文書のうち、次の各号に掲げる文書は、監事に回付するものとする。
- 一 行政庁からの許可書、認可書、承認書、通達文書又は指示文書等で重要なもの
  - 二 会計検査院その他の監査機関からの通知書
  - 三 訴訟に関する文書
  - 四 前各号に掲げるもののほか、研究所の業務運営上重要又は異例にわたる文書

(事故等の報告)

第14条 業務上の事故、災害その他研究所の業務の運営に著しい影響を及ぼすと認められる事項については、関係者は、すみやかに文書又は口頭で監事に報告しなければならない。

(会計監査人との連携)

第15条 監事は、その職務を行うため、会計監査人と積極的な情報交換を行うこと等により、緊密な連携を保つものとする。

(役員及び職員の応答義務)

第16条 第2条第2項の規定により、監事が報告を求め、又は調査する場合において、監事より説明又は文書の提出を求められた役員及び職員は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(理事長との会合の実施)

第17条 監事は、会計監査人と連携し、理事長と定期的な会合を実施するものとする。

附 則 (平成27年4月1日規程第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(独立行政法人建築研究所監事監査規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所監事監査規程(平成13年規程第14号)は、廃止する。

附 則 (平成29年2月14日規程第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年2月14日から施行する。